

## 倉吉版経営持続化支援事業交付金（追加対策分）交付規則

（趣旨）

第1条 この規則は、倉吉版経営持続化支援事業交付金（追加対策分）（以下「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 交付金の交付は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次条において同じ。）の感染拡大に伴う観光需要の低迷、営業自粛等により、特に影響を受ける市内事業者（その本店若しくは主たる事業所が市内に存する事業者又は支店若しくは主たる事業所以外の事業所が市内に存する事業者であって、本市の市税に滞納がなく、かつ、市内に勤務する従業員が全従業員の2分の1以上若しくは100名以上であるものをいう。以下同じ。）の事業の継続を支援することを目的として行う。

（交付金の交付）

第3条 市は、別表の第1欄に掲げる区分に応じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、市内事業者の事業の継続又は再起を図るために同表の第2欄に掲げる市内事業者（以下「認定市内事業者」という。）に対し、同表の第3欄に掲げる額の交付金を、予算の範囲内で交付する。この場合において、1の認定市内事業者は、同表第1欄に掲げる複数の区分についての交付金を受けることができる。

（交付申請）

第4条 交付金を受けようとする認定市内事業者（以下「申請事業者」という。）は、倉吉版経営持続化支援事業交付金（追加対策分）交付申請書兼請求書（別記様式。以下「交付申請書」という。）に所定の事項を記入し、別表の第1欄に掲げる事業の区分に応じて同表の第4欄に定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請事業者は、前項に規定する交付申請に当たり、交付金を受領する口座（事業者として使用しているものに限る。）についての金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人のわかる通帳又はキャッシュカードの写しを添付しなければならない。ただし、第7条ただし書に該当する場合にあっては、この限りでない。

3 申請事業者が個人事業者である場合は、前項本文の規定によるもののほか、その者の公的な身分証明書の写しを添付しなければならない。

4 市長は、申請事業者が第1項に規定する交付申請を行う場合は、前3項に規定する書類のほか、申請事業者の資格を確認するために必要な書類の提示、その写しの提出等を求めることができる。

（交付申請の期限）

第5条 交付申請の受付期限は、令和4年2月28日とする。

（交付の決定等）

第6条 市長は、交付申請があった場合は、その内容を確認し、適正であると認めるときは、速やかに当該交付申請に係る交付金の交付を決定し、申請事業者に対してその通知をし、及び交付を行うものとする。ただし、市長は、交付申請書に記載された口座への振込みにより遅滞なく交付がなされる場合その他特にその必要がないと認める場合は、通知をしないことができる。

（交付金の交付方法）

第7条 交付金の交付は、交付申請書に記載された口座に振り込むことにより行うものとする。ただし、申請事業者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長が金融機関の口座に振り込むことにより交付を行うことが困難であると認める場合に限り、現金を交付することにより、これを行うことができる。

(交付金の周知)

第8条 市長は、広報その他の方法により、認定市内事業者その他の市内事業者及び市民に、交付対象者、交付申請の方法、受付開始日その他の交付金の交付の概要についての周知を行うものとする。

(交付申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 認定市内事業者が交付申請の期限までに交付申請を行わなかった場合は、交付金の受領を辞退したものとみなす。

2 交付申請があった場合において、当該交付申請の内容の不備につきその補正を求めたにもかかわらず申請事業者において補正がなされなかったとき、その他申請事業者の責めに帰すべき事由により交付申請の期限までに交付申請書が受理されなかったときは、当該交付申請は、取り下げられたものとみなす。

3 第6条本文の規定により交付の決定を行った後に交付申請書の記載内容の不備により振り込みができなかった場合において、当該不備につきその補正を求めたにもかかわらず、交付申請の期限までに申請事業者において補正がされず、交付金の交付ができなかったときは、当該交付申請は、取り下げられたものとみなす。

(交付金の返還)

第10条 市長は、交付金を受けた場合において、偽りその他不正の手段により交付金を受けた認定市内事業者又は当該交付に係る決定の要件に該当しなくなった申請事業者（以下「不正受給者等」という。）があったときは、当該不正受給者等が受けた交付金について、その返還を求めるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項に規定する日までに交付した交付金については、第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条、第4条関係）

1 事業	2 交付対象者	3 交付金額	4 添付書類
1 一般 支援型	令和3年1月から同年12月までの間 の月で、その売上が前年又は前々年の 同月に比べて50%以上減少している 市内事業者	法人 20万円 個人事業者 10万円	令和3年1月から同年12 月までの間において、月の 売上が前年又は前々年の 同月に比べ50%以上減少し ていることがわかる書類
2 特別 支援型	主に飲食・宿泊業、卸売・小売業、生 活関連サービス業又は観光関連事業 を営む事業者で令和3年1月から同 年12月までの間において、そのうちの いずれかの月の売上が前年又は前々 年の同月に比べて1,000万円以上減少 しているもの	50万円	令和3年1月から同年12 月までの間において、月 の売上が前年又は前々年 の同月に比べ1,000万円 以上減少していることが わかる書類

倉吉版経営持続化支援事業交付金（追加対策分）交付申請書兼請求書

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※自署の場合は押印を省略することができる

(電話 : \_\_\_\_\_)

次の事項に同意の上、倉吉版経営持続化支援事業交付金（追加対策分）を申請（請求）します。

- ① 交付金の対象となる資格の有無の確認に当たり、市が公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いすることがあります。  
また、他の市区町村に事業所等の所在地の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 下記に記載された受取口座への振込手続後、記載間違い等の事由によりその振込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から令和4年2月28日（申請期限日）までに、連絡・確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ④ 偽りその他不正の手段により交付金を受給していることが判明した場合には、交付金を返還していただきます。

事業 (申請するものに☑)	申請額 (請求額)	備考 (算出根拠等)
<input type="checkbox"/> 一般支援型	円	法人20万円、個人事業者10万円
<input type="checkbox"/> 特別支援型	円	50万円 (飲食・宿泊業、卸売・小売業、生活関連サービス業又は観光関連事業を営む事業者)
計	円	

交付金の振込先

金融機関・支店名	1. 銀行 2. 信金 3. 信組 4. 信連 5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連	本店・支店 本所・支所 出張所
口座種別・口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

※必要書類

- ① 個人事業者の場合、公的な身分証明書の写し
- ② 振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び  
口座名義人のわかる通帳又はキャッシュカードの写し
- ③ その他規則別表に定める添付書類